発航前検査について

小型船舶操縦者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の36第5項により、発航前の検査、適切な見張り の実施その他の小型船舶の航行の安全を図るために必要なものとして、国土交通省令で定める事項を遵守しなけ ればならないと定められています。

本事項による発航前の検査については、燃料及び潤滑油の量の点検、船体、機関及び救命設備その他の設備の 点検等を実施することとされていますが、これらの具体的な点検項目については、遊漁船業務主任者の講習会用 テキストのほか、海上保安庁のホームページ「安全な航海のために」(※)でも分かりやすくまとめられています。

ここでは、海上保安庁ホームページに掲載されている点検項目(船体・機関)を紹介しますので、今後の発航前 検査の際の参考としてください。なお、同ホームページでは、このほかにも安全運航に役立つ点検項目がチェッ クシート形式で利用できますので、これらを活用して、安全運航に努めてください。

※海上保安庁 IP「安全な航海のために」: http://www.kaiho.mlit.go.jp/syoukai/soshiki/toudai/navigation-safety/navi/navi2_info01.htm

【船 体]

- □船底プラグは確実に閉鎖されていますか
- □船底にビルジは溜まっていませんか
- □機関室内の配管などで海水がにじんだり塩がついている筒 所はありませんか
- □係留索の損傷はありませんか
- □船灯(マスト灯、両色灯など) は点灯しますか
- □舵輪と舵は滑らかに作動しますか
- □破損している箇所はありませんか
- □水、食料などの積荷はバランスよく積まれていますか

【機関始動前】

- □バッテリー液は適量ですか
- □バッテリーターミナルは緩んでいませんか
- □バッテリー電圧は十分ですか
- □Vベルトに緩み、へたり、亀裂はありませんか
- □燃料フィルターに水があったりゴミが詰まったりしていま □機関から水、油、排気ガスの漏れはありませんか
- □燃料は十分ですか(併せて、燃料タンク収納庫のふたを開 放し、甲板下の閉鎖部分にガスが滞留していないか確認す るとともに、自然換気に努めていますか)
- □潤滑油は適量で、粘度は適切ですか
- □ラジエター液は適量入っていますか

- □機関取り付けボルトは緩んでいませんか
- □船外機船にあたっては、船外機はきちんと固定されていま すか
- □冷却水取入れ口付近及び冷却水フィルターにごみはありま せんか
- □クラッチレバー、スロットルレバーは円滑に作動しますか
- □クラッチは中立位置にありますか
- □燃料、オイル、エアーの各フィルターは汚れて目詰まりし ていませんか

【機関始動後】

- □各計器は適正範囲 (グリーンゾーン) 内にありますか
- □冷却水排水口から冷却水は出ていますか
- □排気色は無色で、異臭はありませんか
- □異常音(不連続音、きしみ音、叩き音など)はありませんか
- □プロペラシャフト貫通部からの水漏れはありませんか
- □Vベルトが異常に振れ回っていませんか
- □適正に暖気運転を行っていますか
- □冷却水温度計は適正範囲ですか
- □潤滑油温度計は適正範囲ですか
- □排気ガス温度計は適正範囲ですか

海上保安庁 HP「安全な航海のために」より抜粋

信号紅炎の取扱いについて

信号紅炎は、明るい炎により、周囲を航行する船舶や陸上に向けて自船の異常を知らせ、救助を求めるための 救命設備です。小型船舶に備え付けなければならない信号紅炎の要件については、小型船舶安全規則(第57条の 2) に次のとおり定められています。

小型船舶用信号紅炎の要件

- ・400 カンデラ(※)以上の紅色の炎を1分以上連続して発することができること
- ・保存に耐え、点火に危険がなく、爆発性がなく、かつ、不時に発火しない品質のものであること
- ・使用の際、危険を生じないものであること

※カンデラは、光の強さを表す単位で、1カンデラはろうそく1本分の輝きにほぼ等しい

下図は、一般的な信号紅炎の使用方法を参考までに示したものです。

なお、信号紅炎の使用方法は、種類・製造者により異なりますので、実際の使用方法については、自船に備え 付けられている信号紅炎の取扱説明書を確認してください。

